騒音・振動公害防止の手引き(工場・事業場編)

1. 規制対象地域

- ① 騒音規制法・振動規制法 市内全域(ただし、都市計画法で定められた工業専用地域を除く)
- ② 県民の生活環境の保全等に関する条例 市内全域

2. 規制対象施設(騒音・振動)の届出

- ① 工場又は事業場に規制対象施設(※騒音・振動規制対象施設一覧を参照)を設置等する場合、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例による規制が行われています。
- ② 規制対象地域内において、別表第1に掲げる事由が生じた場合には、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき届出が義務付けられています。 なお、届出書は工場又は事業場の所在する市町村長あてに提出します。また、届出をしなかったり、虚偽の届出をしたような場合には罰則が科せられることがあります。
- ③ 規制対象施設(騒音・振動)を設置している工場又は事業場については、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、別表第2の敷地境界における騒音・振動の規制基準値が適用されます。

3. 騒音の規制を受ける作業に対する規制

- ① 以下の作業を伴う事業を営む者は、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき 規則で定める基準(別表第2)を超える騒音を発生させてはなりません。
- ② 騒音の規制を受ける作業を行う場合の届出は不要です。

騒音の規制を受ける作業

- (1) 板金又は製かんの作業
- (2) 鉄骨又は橋りょうの組立作業 (建設の現場作業を除く)
- (3) 金属材料の引抜き作業
- (4) 鍛造の作業
- (5) 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断作業
- (6) 電動又は空気動力工具を使用する金属の研磨、切削又はびょう打ちの作業
- (7) 音響を発生する機器(楽器を含む)の組立て、試験又は調整の作業
- (8) 内燃機関の試験又は調整の作業
- (9) 工業用ミシンを用いる作業
- (10) 木材の切削等の加工の作業
- (11) 原木、原紙、鉄材等重量物の積込み又は積卸しの作業
- (12) 貨物の搬入又は搬出の作業
- (13) 建設用重機械を用いる作業 (建設の現場作業を除く)

4. 相当程度の騒音又は振動発生施設に対する規制

- ① 下表に掲げる相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等は、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき規則で定める基準(別表第2)を遵守しなければならないこととし、基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認められる場合は勧告が発動されることがあります。
- ② 相当程度の騒音又は振動発生施設を設置する場合の届出は不要です。

相当程度の騒音又は振動発生施設	原動機の定格出力	備考
送 風 機	6.75kw以上	法、条例に基づく規制対象施
排 風 機		設(※騒音・振動規制対象施設
圧 縮 機		一覧を参照)を設置する工場等
冷凍機		に、設置される場合を除く。

5. 飲食店営業等に対する規制

- ① 以下に該当する飲食店営業等を営む者は、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき規則で定める基準(別表第2)を超える騒音を発生させてはなりません。
- **②** ただし、この規則で定める基準については夜間のみ適用されます。

	飲食店営業等に対する規制を受ける事業							
(1)	飲食店営業	(2)	喫茶店営業					
(3)	ガソリンスタンド営業	(4)	液化石油ガススタンド営業					
(5)	ボーリング場営業	(6)	バッティングセンター営業					
(7)	ゴルフ練習場営業	(8)	テニス場営業					
(9)	遊泳場営業	(10)	アイススケート場営業					
(11)	カラオケボックス営業							

6. 改善勧告・改善命令

- ① 上記 2~5 (規制対象施設・騒音の規制を受ける作業・相当程度の騒音又は振動発生施設・飲食店営業等)に該当する場合、その事業等に伴い発生する騒音又は振動が基準(別表第2)に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められる場合には、その事態を除去するために必要な勧告又は命令が発動されることがあります。
- ② 相当程度の騒音又は振動発生施設(上記4)を設置する工場等に対しての改善命令の規定はありません。
- **③** 改善命令に違反した場合においては、罰則が科せられることになっております。

7. 公表

- ① 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に違反して著しく公害を発生させている場合には、氏名又は名称及び住所並びにその違反の状況が公表される場合があります。
- ② 県民の生活環境の保全等に関する条例の規定による勧告がされた場合において、当該勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告内容が公表される場合があります。

8. 騒音・振動対策の留意点

1) 騒音

- 規制対象施設等は、低騒音型の機種を選定するほか、給排気を伴う場合は、出入口や配管部分の騒音対策を行うこと。
- 施設本体について、覆う等の遮音や吸音処理を検討すること。
- 建屋は施設に適した建築構造とし、建屋内の施設の配置にも注意すること。
- 屋根・壁の遮音性をよくし、遮音上の問題となる開口部や隙間がないか注意すること。
- 壁、天井の吸音性について検討すること。
- 周辺の民家等に注意し、敷地内の建物、屋外施設の配置を適正にし、塀等による遮音を 検討すること。

2 振動

- 規制対象施設等は、低振動型の機種を選定するほか、共振動状態が発生しないように注 意すること。
- 振動の伝播を抑えるため、基礎の質量を大きくするとともに、弾性体(ばね)等により 防振すること。
- 騒音の場合と同様に、周辺民家との距離、配置関係に注意すること。

(騒音・振動に関するお問い合わせ先)

小牧市役所 市民生活部 環境対策課 環境保全係 代表電話 0568-72-2101 内線 136 直通電話 0568-76-1136

別表第1

規制対象施設(騒音・振動)の届出を必要とする事由

規制対象施設(※騒音・振動規制対象施設一覧を参照)を設置するなど、下表の事由が生じた場合には、届出が義務付けられています。

	事 由	届出の種類 届出の時期		備考			
1	規制対象施設を設置しようとす る場合	設置の届出	設置の工事開 始日の30日前 まで	初めて規制対象施設を設置する場合に限る。			
2	① 工場等の所在する地域が規制対象地域となった際、そこに規制対象施設を設置している場合 ② 規制対象外施設が規制対象となった際、規制対象地域内にその施設を設置している場合	使用の届出	規制対象地域 となった日、 は規制なった 設となり から30日以内	②の場合、その施設以外の規制対象施設 を設置していないものに限る。			
3	1 又は2の届出を行った規制対象施設の種類および能力ごとの数を変更する場合	施設の数等の 変更の届出	変更に係る工事の開始の日	振動規制法に基づくものについては、規制対象施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合を除く。それ以外については、能力に関係なく施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く。			
4	1 又は2の届出を行った規制対象施設の使用の方法を変更する場合	施設の使用の 方法の変更の 届出	の 30 日前まで	振動規制法に基づくものに限る。また使用開始時刻の繰り上げ又は終了時刻の繰り下げを伴わない場合を除く。			
5	1 又は2の届出を行った工場等 で騒音又は振動の防止の方法を 変更する場合	防止の方法の 変更の届出		変更により工場等において発生する騒音 又は振動の大きさの増加を伴わない場合 を除く。			
6	① 届出者の氏名又は住所(法人にあっては名称及び代表者氏名)の変更があった場合② 工場等の名称又は所在地の変更があった場合	氏名の変更等 の届出	変更の日から30日以内				
7	規制対象施設をすべて廃止した 場合	施設使用全廃 の届出	廃止した日から30日以内				
8	届出を行った者から規制対象施 設のすべてを譲り受け、借り受け た場合、又は相続、合併、分割が あった場合	承継の届出	承継があった 日から 30 日以 内				

(備考)

- 1. 騒音関係、振動関係はそれぞれについて届出が必要となります。
- 2. 法と条例の関係は、法が優先し、法に基づく届出がなされる場合には、条例に基づく届出は不要となります。また、法の規制対象施設を設置している(法に基づく届出済み)工場等は、条例に基づく届出は不要となります。

別表第2

騒音・振動に係る規制基準

規制対象施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動発生施設を設置する工場等、 騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場につい ては、下表に示す敷地境界における規制基準値が適用(ただし、飲食店営業等については 夜間のみ適用)されます。

地域の区分		騒音(デシベル)			振動(デシベル)			
	地域の区分			昼 間	朝・夕	夜 間	昼 間	夜 間
騒 音 規制法	振 動規制法		条例	8~19	6~8 19~22	22~6	7~20	20~7
第1種区域	第1種	1	第1種低層住居専用地域、第2種低層 住居専用地域、第1種中高層住居専用 地域、第2種中高層住居専用地域	4 5	4 0	4 0	6 0	5 5
第2種 区 域	区域	2	第1種住居地域、第2種住居地域又は 準住居地域	5 0	4 5	4 0	6 5	5 5
第3種	第2種		近隣商業地域、商業地域、準工業地域	6 5	60	5 0	6 5	6 0
区域			都市計画区域で用途地域の定められていない地域(注)	60	5 5	5 0	05 60	00
第4種 区 域			工業地域	7 0	6 5	6 0	7 0	6 5
			工業専用地域	7 5	7 5	7 0	7 5	7 0
			その他の地域	6 0	5 5	5 0	6 5	60

- (注) 条例においては都市計画区域で用途地域の定められていない地域はその他の地域に含まれる。
- 備考 (1) 騒音関係では近隣商業地域・商業地域・準工業地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域・工業地域・工業専用地域・その他の地域内、振動関係では工業地域・工業専用地域内の学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表から5デシベルを減じた値とする。
 - (2) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域内への50m範囲内の基準は上の表から5デシベル減じた値とする。